

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和6年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	恵那市

# 恵那市鳥獣被害防止計画

令和6年度～令和8年度

## <連絡先>

担当部署名 恵那市農林部林政課  
所在地 恵那市長島町正家一丁目1番地1  
電話番号 0573-26-2111  
FAX番号 0573-25-8933  
メールアドレス rinsei@city.ena.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、カラス、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	岐阜県恵那市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

①農業

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻、野菜	被害面積	7.37ha
		被害金額	860万円
ニホンザル	豆類、野菜	被害面積	0.5ha
		被害金額	10万円
ヌートリア	水稻、野菜	被害面積	0.3ha
		被害金額	3万円
ハクビシン	野菜	被害面積	0.8ha
		被害金額	22万円
ニホンジカ	水稻、飼料作物	被害面積	2.46ha
		被害金額	185万円
アライグマ	野菜	被害面積	0.1ha
		被害金額	2万円
カラス	野菜	被害面積	0.5ha
		被害金額	3万円

②水産業

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カワウ	魚類	被害面積	—
		被害金額	—

③その他

鳥獣の種類	被害の現状		
	状況	被害数値	
ツキノワグマ	人の日常生活圏への出没	被害件数	—
		被害金額	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

・恵那市は、中山間地であり農作物の鳥獣被害が市全域において増加している。代表的にはイノシシの被害が多く確認されている。また、近年ニホンザル、ニホンジカの被害も増え、農家の生産意欲の低下も見られる。

・カワウによる被害は、矢作川等で魚類全般に発生しており、特に鮎の捕食が深刻な状況にある。

・ツキノワグマについては農作物への被害は少ないが、出没及び目撃件数が増加している。近年では人の日常生活圏への出没もあり、農作物の被害だけでなく、人身被害も懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	7.4ha	860万円	5.9ha	688万円
ニホンザル	0.5ha	10万円	0.4ha	8万円
ヌートリア	0.3ha	3万円	0.2ha	2万円
ハクビシン	0.8ha	21万円	0.6ha	17万円
ニホンジカ	2.5ha	185万円	2ha	148万円
アライグマ	0.1ha	2万円	0.1ha	1万円
カワウ	苦情件数 5件	—	苦情件数 1件	—
カラス	0.5ha	3万円	0.3ha	2万円
ツキノワグマ	目撃件数 30件	—	目撃件数 27件	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・各地域からの有害鳥獣捕獲の要請をもとに市が有害鳥獣捕獲申請を行い、市から捕獲許可を有害捕獲隊（市の編成隊）に発行している。 ・捕獲手段は銃器・罠・箱わなである。	・猟友会員の高齢化に伴い会員の減少と新規捕獲隊員の確保が難しい。 ・捕獲隊員も職業を持っている方が多く常時の活動が難しい。 ・被害鳥獣は市町村の境界を越えてくるため、周辺の市町村と連携した捕獲が必要。
防護柵の設置等に関する取組	・恵那市では、農作物被害防止対策事業によって、電気柵等を設置する団体に対して補助を行っている。管理については各集落または団体に行っている。	・ニホンジカなどが増え電気柵では対応できない地域が増えている。電気柵から複合防止柵（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵等）など変更設置が課題となっている。

	<p>(恵那市農作物被害防止対策実績)</p> <p>R2年度 18地区 9,436m</p> <p>R3年度 7地区 15,630m</p> <p>R4年度 4地区 37,750m</p> <p>・カワウに対し矢作川漁業協同組合がロケット花火等の対策を実施している。</p>	<p>・また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地が増加傾向にあり、その刈り払い等も大きな課題となっている。</p> <p>・カワウのロケット花火等での対策は一時的なもので、効果は限定的である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>・広報誌などで、野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備の啓発を行っている。</p>	<p>・被害地域のみでなく、地域ごとに効果的な環境整備の検討、啓発を行う必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

恵那市では、主にイノシシの被害が多く、最近ではニホンザルやニホンジカの被害も増えている。これまで農作物被害防止対策として、電気柵を設置した団体又は集落に対し補助金の交付を行い、電気柵等の普及に努めてきた。

今後は、引き続き電気柵や複合防止柵（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵等）の普及を図る一方、恵那市有害鳥獣被害対策協議会を中心に情報収集及び市民に対して情報提供を行い、地域が主体となり有害鳥獣を寄せ付けない集落環境作りに向けて体制整備を図る。ニホンザルについては、ICTを活用した捕獲檻等を活用し被害防除に努める。ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、カラスについては、被害は少ないが拡大傾向にあるため継続監視する。合わせてヌートリア、アライグマは捕獲機材（箱わな等）の導入及び貸出を継続し、恵那市鳥獣被害対策実施隊と連携しながら、捕獲による被害軽減に努める。

カワウについては、漁協関係者からの通報に基づき対処捕獲を行っていく。

ツキノワグマについては、春先に民家周辺での目撃情報が多くあることから、恵那市鳥獣被害対策実施隊と連携しながら、捕獲による被害軽減に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

ヌートリア及びアライグマについては、従事者台帳に登録した市民により実施し、

その他の対象鳥獣については恵那市猟友会会員で構成する有害鳥獣捕獲隊員及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（箱わな等）の導入及び貸出を被害地域に対して勧める。</li> <li>・国や県の実施する研修会等に参加し情報収集に努める。</li> </ul>
令和7年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（箱わな等）の導入及び貸出を被害地域に対して勧める。</li> <li>・国や県の実施する研修会等に参加し情報収集に努める。</li> </ul>
令和8年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ カラス ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（箱わな等）の導入及び貸出を被害地域に対して勧める。</li> <li>・国や県の実施する研修会等に参加し情報収集に努める。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ

<p>恵那市において、豚熱発生後は減少傾向であったが、令和3年からイノシシの個体数が増加しており、農作物等の被害も以前のレベルまで増えている。そのため、捕獲の強化を行うこととし、捕獲計画頭数を900頭とする。</p> <p>令和2年度-404頭、令和3年度-231頭、令和4年度-511頭、令和5年度-376頭</p>
<p>ニホンザル</p> <p>恵那市において、ニホンザルの個体数が増加しており、農作物への被害は深刻である。近年被害件数も増えていることから、捕獲計画頭数を50頭とする。</p> <p>令和2年度-46頭、令和3年度-22頭、令和4年度-41頭、令和5年度-80頭</p>
<p>ヌートリア</p> <p>水田での被害が多いため簡易的な箱わなを「ヌートリア防除実施計画」従事者対象台帳に登録した市民に貸出しをして捕獲する。捕獲計画頭数を20頭とする。</p> <p>令和2年度-3頭、令和3年度-0頭、令和4年度-1頭、令和5年度-0頭</p>
<p>ハクビシン</p> <p>農作物の被害が報告されることが多いため、捕獲に取り組むこととし捕獲計画頭数を20頭とする。</p> <p>令和2年度-0頭、令和3年度-1頭、令和4年度-13頭、令和5年度-8頭</p>
<p>ニホンジカ</p> <p>恵那市において、ニホンジカの生息域拡大とともに個体数が急増している。今後農作物の被害がさらに拡大することが懸念されるため、捕獲の強化を行う。捕獲計画頭数は900頭とする。</p> <p>令和2年度-248頭、令和3年度-245頭、令和4年度-431頭、令和5年度-608頭</p>
<p>アライグマ</p> <p>恵那市において、アライグマの生息域が拡大し、個体数が急増していることから、今後農作物の被害が拡大することが懸念されるため、捕獲の強化を行う。捕獲計画頭数は、令和4年度の捕獲実績をふまえ、60頭とする。</p> <p>令和2年度-62頭、令和3年度-36頭、令和4年度-56頭、令和5年度-54頭</p>
<p>カワウ</p> <p>矢作川を中心に、カワウが飛来し漁業への被害が報告される。捕獲に取り組むこととし捕獲計画頭数を30羽とする。</p> <p>令和2年度-20頭、令和3年度-19頭、令和4年度-12頭、令和5年度-55頭</p>
<p>カラス</p> <p>農作物の被害報告があり、捕獲に取り組むこととし捕獲計画頭数を80頭とする。</p> <p>令和2年度-160羽、令和3年度-70羽、令和4年度-73羽、令和5年度-77羽</p>
<p>ツキノワグマ</p> <p>民家周辺での目撃情報もあることから、危険個体の捕獲に取り組むこととし、捕獲計画頭数を5頭とする。</p> <p>令和2年度-0頭、令和3年度-0頭、令和4年度-0頭、令和5年度-0頭</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度 <sup>※1</sup>	7年度 <sup>※2</sup>	8年度
イノシシ	750頭	900頭	900頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ヌートリア	20頭	20頭	20頭

ハクビシン	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	450頭	900頭	900頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
カラス	—	80羽	80羽
ツキノワグマ	—	—	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

恵那市全域において、アライグマ、ヌートリアは年間を通じて箱わなにより捕獲する。  
 ニホンザルについては、年間を通じて有害捕獲を実施する。  
 イノシシ、ニホンジカについては、11月1日から3月15日までは狩猟捕獲、3月16日から10月31日までは有害捕獲で実施する。  
 ハクビシン、カワウ、カラスについては2月16日から11月14日までの有害捕獲を実施する。  
 ツキノワグマについては、春先の出没時期に必要なに応じて捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ	電気柵、 複合防止柵	電気柵、 複合防止柵	電気柵、 複合防止柵
ニホンザル			

ニホンジカ	(ワイヤーメッシュ柵+電柵等) 37,000m	(ワイヤーメッシュ柵+電気柵等) 50,000m	(ワイヤーメッシュ柵+電気柵等) 50,000m
-------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	定期的な見回りを行う 草刈を年2回以上行う	定期的な見回りを行う 草刈を年2回以上行う	定期的な見回りを行う 草刈を年2回以上行う

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ	・被害防除に関するパンフレットの作成や地域勉強会等を開始し、住民意識向上の啓発活動を行い、緩衝帯整備や耕作放棄地の復旧を行える体制整備を目指す。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ カラス	・被害防除に関するパンフレットの作成や地域勉強会等を開始し、住民意識向上の啓発活動を行い、緩衝帯整備や耕作放棄地の復旧を行える体制整備を目指す。
令和8年度	イノシシ ニホンザル ヌートリア ハクビシン ニホンジカ アライグマ カワウ カラス ツキノワグマ	・被害防除に関するパンフレットの作成や地域勉強会等を開始し、住民意識向上の啓発活動を行い、緩衝帯整備、放任果樹の除去や耕作放棄地の復旧を行える体制整備を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

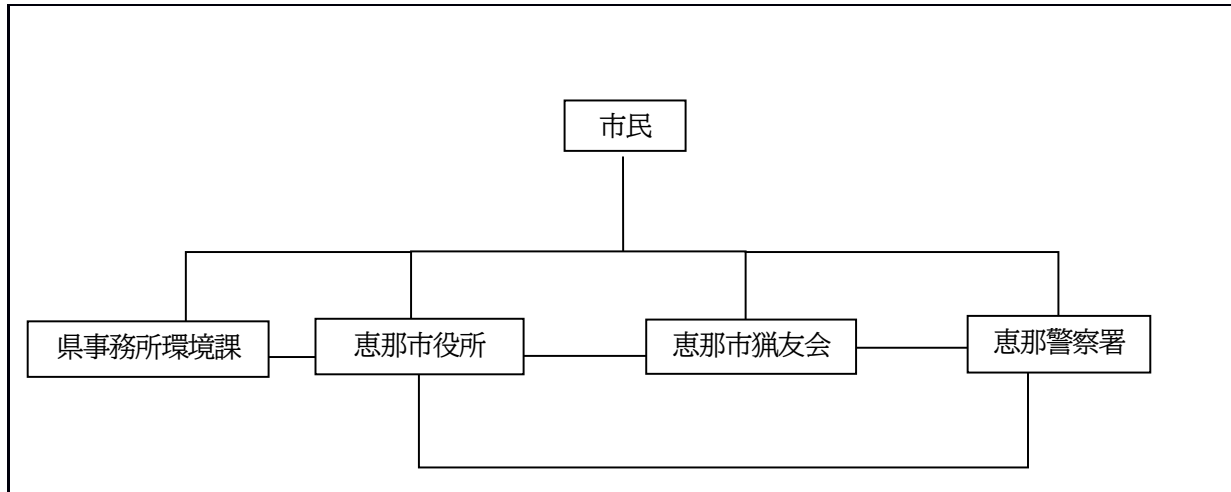
関係機関等の名称	役割
恵那市鳥獣被害対策実施隊	恵那市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却処理（イノシシ・ニホンザル・ヌートリア・ハクビシン・ニホンジカ・アライグマ・カワウ・カラス・ツキノワグマ）または焼却処理（ニホンザル・ヌートリア・アライグマ）
---

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したイノシシ・ニホンジカのうち、利用可能な個体は食肉利用をする。また、食肉用として販売する場合は保健所の許可を受けた施設で食肉加工を行う。
ペットフード	解体後のイノシシ・ニホンジカの残渣を加工所に出荷。出来上がったペットフードを入荷し販売。
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>恵那市明智町地内にジビエ加工施設を整備し、ジビエの有効利用を推進する。</p> <p>年間処理計画 令和6年度 イノシシ 40 頭、ニホンジカ 200 頭 令和7年度 イノシシ 40 頭、ニホンジカ 200 頭 令和8年度 イノシシ 40 頭、ニホンジカ 200 頭</p> <p>株式会社恵那ジビエが施設を設置、管理・運営し、製品を販売する。</p> <p>また、恵那市内のジビエ処理加工施設間の連携を図り、有害捕獲等で捕獲されたイノシシ、ニホンジカのジビエ利用を促進し、有効活用を図る。</p> <p>衛生管理については、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」及び「豚熱感染確認区域におけるジビエの利用手引き（農林水産省）」、「野生いのししジビエ利用マニュアル（岐阜県）」に基づき適正な管理を行う。</p>
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

衛生管理講習会等に参加し、衛生管理意識を高める。
--------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	恵那市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
恵那市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
恵那市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
恵那市農業振興協議会	有害鳥獣関連情報の提供
地域鳥獣害対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策の実施
東美濃農業協同組合 恵那アグリセンター	営農（技術）指導・情報提供
恵南アグリセンター	営農（技術）指導・情報提供
東濃農業共済事務組合	有害鳥獣関連情報の提供
株式会社 恵那ジビエ	有害鳥獣関連情報の提供
恵那市 農林部 林政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整
農政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整

岐阜県	野生イノシシの豚熱（CSF）まん延防止対策
-----	-----------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東濃森林管理署	国有林に関する情報の提供 被害防止技術の情報提供
恵那農林事務所 農業振興課	有害鳥獣関連情報の提供
林業課	有害鳥獣関連情報の提供
農業普及課	有害鳥獣の対策支援

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>非常勤職員による恵那市有害鳥獣被害対策実施隊を 13 地区の恵那市猟友会各支部から選出して組織し、恵那市内一円において、市長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。        また、有害鳥獣捕獲実施隊特別班を、実施隊の中の銃所持者から編成し、緊急捕獲等の速やかな対応ができるよう組織している。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>このほかの鳥獣による被害が発生した場合は、その都度、県及び関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。</p>
---

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>該当なし</p>
-------------

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。